平成２７年（フ）第４５８９号
東京都足立区島根３丁目９－13－101
債務者　加藤　芳博
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５９７号
東京都杉並区方南１丁目39－19－101
債務者　浦木　陽平
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６３４号
東京都江戸川区篠崎町６丁目17－10－301
債務者　町田　裕史
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６３６号
東京都文京区本駒込４丁目10－11－205
債務者　西倉　サキ
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６３９号
東京都東久留米市神宝町１丁目２－11－101
債務者　菊地　芳男
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４０号
東京都練馬区関町北４丁目26－６－104
債務者　原田　礼那（旧姓百々）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４１号
東京都足立区一ツ家３丁目10－17－202
債務者　齋藤　喜壽
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４２号
東京都世田谷区玉川台２丁目２－５　スカイコート世田谷用賀第３－702
債務者　下野　光弘
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４３号
東京都三鷹市下連雀６丁目７－３－103
債務者　北川　　創
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４７号
東京都立川市羽衣町２丁目39－７
債務者　保科　　豪
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４８号
東京都大田区蒲田４丁目３－８－205
債務者　吉村　人見
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４９号
東京都足立区中央本町２丁目10－24－101
債務者　早坂　　勉
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５１号
千葉県八千代市上高野1100－３－102
債務者　根石　浩一
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５２号
東京都町田市高ヶ坂２丁目28－12－502
債務者　開地　　守
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５３号
東京都足立区弘道１丁目33－７－105
債務者　河原　隆広
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５８号
東京都台東区松が谷２丁目５－２－602
債務者　前川与志夫
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部